

○えびの市新婚世帯家賃助成金交付要綱

(平成27年3月30日えびの市告示第62号)

改正 平成27年6月24日告示第127号 平成27年9月8日告示第162号
令和3年12月24日告示第218号

(趣旨)

第1条 この告示は、新婚世帯の本市への定住促進及び民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部を助成するものとし、その助成について、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成27年4月1日以後に婚姻し、助成金の交付を初めて申請する日現在において、婚姻日から1年以内の世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 住宅の所有者との間で自己の居住の用に供するために賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅及び親族（1親等）の所有する住宅を除く。
- (3) 実質家賃負担額 毎月の家賃から住宅手当を除いた額をいう。
- (4) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当の月額をいう。
- (5) 市外からの転入 助成金の交付を初めて申請する日前1年以内のものをいう。

2 前項第1号に定める新婚世帯は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実婚当事者」という。）で構成する世帯及びえびの市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和3年えびの市告示第200号）に規定するパートナーシップ宣誓者（以下「宣誓者」という。）で構成する世帯を含めるものとする。

(助成対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦又は宣誓者のいずれか一方が民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結していること。
- (2) 夫婦又は宣誓者ともに市内の民間賃貸住宅の所在地に住民登録を行い、現に居住していること。
- (3) 市内に住宅を所有していないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

(7) 家賃の滞納がないこと。

(8) えびの市暴力団排除条例（平成23年えびの市条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、実質家賃負担額の2分の1以内とし、上限を月額10,000円とする。ただし、民間賃貸住宅の所在地に住民登録を行ったときに、夫婦又は宣誓者ともに市外からの転入であった場合は、上限を月額14,000円とし、夫婦又は宣誓者のいずれか一方が市外からの転入であった場合は、上限を月額12,000円とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 助成金は、助成金の交付を申請した日の属する月から当該年度の3月までの分を一括して交付する。

4 助成期間は、助成金の交付を初めて申請した日の属する月から36月間を限度とする。

5 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、えびの市新婚世帯家賃助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) 住民票謄本

(3) 市税等の滞納がないことを証する書類

(4) 賃貸借契約書の写し

(5) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号に定める書類は、事実婚による場合は、事実婚当事者による事実婚開始日を誓約する書類に代えるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に定める書類は、えびの市パートナーシップ宣誓制度による場合は、えびの市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める証明書及び証明カードに代えるものとする。

4 交付申請は、助成金の交付を初めて申請する場合を除き、毎年度4月末日までに行うものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、えびの市新婚世帯家賃助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第3項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかにえびの市新婚世帯家賃助成金変更交付申請書（別記様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、えびの市新婚世帯家賃助成金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 助成対象者は、当該年度の3月1日から同月末日までにえびの市新婚世帯家賃助成金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、年度途中で助成期間が終了したときは、直ちに提出することができるものとする。

（1） 家賃の支払を確認できる書類

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、えびの市新婚世帯家賃助成金交付確定通知書（別記様式第7号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第8条 助成対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかにえびの市新婚世帯家賃助成金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2） 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3） この告示に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第10条 助成対象者は、市長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日告示第127号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年9月8日告示第162号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日告示第218号)

この告示は、公表の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

別記様式第1号 (第5条関係)

えびの市新婚世帯家賃助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号 (第5条関係)

住宅手当支給証明書

[別紙参照]

様式第3号 (第5条関係)

えびの市新婚世帯家賃助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号 (第6条関係)

えびの市新婚世帯家賃助成金変更交付申請書

[別紙参照]

様式第5号 (第6条関係)

えびの市新婚世帯家賃助成金変更交付決定通知書

[別紙参照]

様式第6号 (第7条関係)

えびの市新婚世帯家賃助成金実績報告書
[別紙参照]

様式第7号（第7条関係）

えびの市新婚世帯家賃助成金交付確定通知書
[別紙参照]

様式第8号（第8条関係）

えびの市新婚世帯家賃助成金交付請求書
[別紙参照]